

函館市消防本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第14号

函館市消防本部組織規則の一部を改正する規則

函館市消防本部組織規則（昭和47年函館市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条庶務課の項中「，消防団係」を削る。

第2条警防課の項中「警防係，」を削る。

第2条救急課の項中「救急係」を削る。

第2条予防課の項中「予防係，調査1係，調査2係」を削る。

第2条指導課の項中「指導係，危険物係」を削る。

第2条消防指令センター指令1課の項中「指令1係」を削る。

第2条消防指令センター指令2課の項中「指令2係」を削る。

第3条庶務課の項中「庶務課」を「庶務課  
(1) 消防団に関すること。」

に改める。

第3条庶務課消防団係の項を削る。

第3条警防課の項第3号中「整備工場」を「その他課内の他の所管に属しない警防事務」に改め，同号を同項第10号とし，同項第2号中「消防機器に係る指導」を「整備工場」に改め，同号を同項第9号とし，同項第1号を同項第8号とし，同号の前に次の7号を加える。

- (1) 災害時の活動に関すること。
- (2) 警防計画に関すること。
- (3) 消防訓練に関すること。
- (4) 職員の研修に関すること。
- (5) 消防水利施設に関すること。
- (6) 警防技術の調査研究に関すること。

(7) 緊急消防援助隊および消防の相互の応援に関すること。

第3条警防課警防係の項を削る。

第3条救急課の項，予防課の項および指導課の項を次のように改める。

#### 救 急 課

- (1) 救急隊の運用に関すること。
- (2) 救急隊員の指導養成に関すること。
- (3) 救急業務に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 救急統計に関すること。
- (5) 応急手当の普及および啓発に関すること。

#### 予 防 課

- (1) 火災予防の指導および広報に関すること。
- (2) 建築許可等に係る同意に関すること。
- (3) 防火対象物等の予防統計に関すること。
- (4) 火災の原因および損害の調査に関すること。
- (5) 火災統計に関すること。

#### 指 導 課

- (1) 火災予防査察に関すること。
- (2) 火災予防に係る違反処理に関すること。
- (3) 危険物製造所等の許認可に関すること。
- (4) 危険物，指定可燃物等に関すること。

第3条消防指令センター指令1課，指令2課の項を次のように改める。

#### 指令1課，指令2課

- (1) 消防通信の運用および通信施設の維持管理に関すること。
- (2) 出動および警備に係る消防通信指令に関すること。
- (3) 火災警報および気象に関すること。
- (4) その他消防通信指令に関すること。

第5条第2項中「（課に分掌させる事務の全てを当該課に置く係に分掌させる課を除く。）」を削る。

#### 附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。